

商業論の登場と政治観の変容

後 藤 浩 子

I ポーコックの分析カテゴリーとその問題点

ポーコックは「シヴィック・ヒューマニズム」の徳の語彙と異質なものとして法の語彙を挙げ、後者が表現するものを「自由主義」と名づけ、基本的にこの二種の語彙によって、18世紀政治思想史を分析する。ポーコックは「自由主義」を次のように定義している。「個人が自分のものである目的を追求し、自らの自由を守り、主として自らの個人的行動を保存し保護することを政府に期待する、私的な存在としての個人の概念に基礎を置く政治についての見解である」¹⁾。この自由は、法律によって、統治の支配権が及ばない領域、つまり公的主権に対する個人の私的領域を区別することに存する。そして、歴史的に、この自由は「都市の自由」に由来し、「法が彼に与える権利と免除によって、そしてまた法を定め施行する支配権によって保護された」ものであり、「消極的自由」の表現であるとされる²⁾。伝統的に政治思想史で使われる「自由主義」のカテゴリーの外延は広く、二項対的分析枠組みにおいては、「シヴィック・ヒューマニズム」でないものは、法学的な社会契約論から功利主義に至るまで、そのほとんどが「自由主義」の中に入れられてきた。「法中心の用語で政治思想史を書くこと、それは自由主義の歴史としてそれを書くことにほぼ等しい」というポーコックの言葉にもあるように³⁾、「自由主義」は分析カテゴリーとしてはあまりに広範な領域をカバーする用いられ方をしてきた。

だが、『徳、商業、歴史』（1985）において、ポーコックは上記の二種の語彙に加え、「三幅対」の三番めとして、18世紀に徳と法の両方の語彙から派生した語として「作法」の語彙をつけ加えている。「作法のイデオロギー」と表現されるこの第三の語彙カテゴリーは、ポーコックが専門とする領域である政治思想分析のために準備されたものだが、これら分析カテゴリーが、政治経済学の生成とともに大きく変化した18世紀の社会思想に適用される場合、どの程度有効であるのかは、政治学領域外の研究者によって検討されるべき課題である。この作法のイデオロギーは、18世紀に政治経済学の生成とともに、商業社会の批判と擁護の議論が戦わされる中で、形成された。ポーコックは、シヴィック・ヒューマニズムの徳の語彙でも、法学のそれでも掬い取れない新規の要素を発見したゆえに、第三の語彙を用意したのだと思われる。

この時期のブリテンにおける新思潮は、ポーコックのみならず、他の思想史研究者も注目するところであり、「作法のイデオロギー」の他、「商業のイデオロギー」「商業共和主義（commercial republicanism）」などの名称が与えられ、その内容が分析されてきた。代表的な研究は、D. ウートンらの『共和国、自由、商業社会1649-1776』（1994）であるが⁴⁾、本稿ではその後に出されたM. フィルプの研究を取り上げるつもりである。共和主義研究の活性化の下、「商業共和主義」の生成は比較的跡づけられてきたが、問題提起者ともいえるポーコックの分析カテゴリーである「作法のイデオロギー」の吟味

はいまだ十分になされているとはいえない。だが、ブリテンの文脈を離れ、フランスに目を移すと、ほとんど同時期に同じ対象を分析している研究者を発見できる。M. フーコーである。

フーコーは、1977-1978年度、そして1978-79年度のコレージュ・ド・フランスでの講義において、統治理性を制限する知的道具の観点から同じ18世紀のブリテン社会思想を分析した。その際に用いたのは、先行する「法権利の理論」と、それを書き換える「政治経済学の知」の二つであった。つまりポーコックのような徳の語彙によって表される主体ではなく、新たに登場した政治経済学が生み出す利害関心 (interest) の主体を、既存の法権利の主体の背後に常駐し時に法権利の主体からはみ出すものとして、設定するのである。そして、18世紀に、この利害関心の主体が住み着いている社会として登場した「市民社会」概念を分析している。この市民社会分析を参照することによって、ポーコックの「作法のイデオロギー」が掬い取ろうとしている対象がより鮮明になるとと思われる。

18世紀の政治経済学の生成は特に商業論に反映されるが、このような商業論によって政治観、具体的には社会と統治についての認識が変容した。本稿では、「作法のイデオロギー」「商業的共和主義」「市民社会」といった先行研究で生み出された概念がどのような変容を反映しているのかを確認し、相互に比較対照することで、18世紀に生じた変容のより具体的な内実を考察したい。

II 商業社会と徳、作法

政治経済学の語彙を分析カテゴリーの一つにしていらないとはいえ、ポーコックは、政治経済学的知の形成が、政治の領域を狭め位置づけを低下させた点については十分自覚的であって、彼が政治的なものではないとして自分の考察の外に置く対象を見れば、逆に政治経済学が侵食

した領域を推察できるほどである。例えば、彼はコンドルセやベンサムの名を挙げ、「還元主義的な想定」に基づいた立法の科学を樹立する試みは、「別の一章」であり、「現在のモデルの範囲外」のものだ、と述べ⁵⁾、そのような要素を政治経済学的知の形成とそれに基づく新たな政治観の中で取り上げることはしない。また、ホモ・エコノミクスの主体の登場を自由主義の生成と解釈するアプルビィに対しても、ポーコックは「どのように市場分析が政治理論の問題となりえたのか」と問いただし、商業社会の擁護の理解のためには、むしろ商業社会が攻撃された根拠とその攻撃の持続性の理解が必要であると主張している⁶⁾。だからこそ、彼は商業社会に起因する変容において、政治的なもの、つまり政治的徳と法権利がなおも占める領域を可視化するために「作法」のカテゴリーを準備したのだとも考えられる。

1981年にこの「作法」のカテゴリーを投入することで、ポーコックは、政治経済学的知の形成によってホモ・エコノミクスがゾーン・ポリティコンにとって変わった、とする思想史像に異議を申し立てている。彼が言及している直接の批判の相手はC. B. マクファーソンとアプルビィであるが、この論点は政治経済学的知による社会観の変容を重視する研究者、具体的には経済的自由主義の生成を描こうとする研究者すべてに関わるものである。

1962年にマクファーソンは、所有的個人主義の探究において、ホッブズを基点として、自己運動的で、欲求的で所有的な個人のモデルが主権と政治的義務の根拠付けの出発点に置かれたと主張した。この個人のモデルは文明化以前の「自然人」ではなく、その欲望のあり方が既に文明化された所有的市場における人間モデルであり、政治的諸権力も主権もない状態でそのような人間集団が陥る仮説的状况から、ホッブズは主権者の必要性を論証したのだ、とマクファーソンは解釈した。そして、このような個

人モデルと「これら諸個人のあいだの一連の市場関係としての社会のモデルは、政治的義務づけの十分な源泉」であり、したがって「正義、自然法、ないし神的目的といった、いかなる伝統的概念も必要とされなかった」と結論した⁷⁾。これを、換言すれば、快と諸情念によって動かされつつ、自己の利益を追求する主体としての人間、つまりホモ・エコノミクスがゾーン・ポリティコンに代わって主権や法の生成の基盤に置かれたということである。

これに対して、ポーコックは、この交替説に次のような異議を唱えた。「学者達の研究から明らかになり始めているように、諸情念 (passions) を訓練して管理可能かつ理解可能にする手段として、利害関心 (interests) がパッションの後釜に座った。しかし、新しい商業的政治の腐敗によって、徳の理念に表現されているような自己認識と自制の能力が不確かとなり、それら能力が空想、他人志向性、アノミーの中に解体したのは、まさに古典的政治的存在としての個人においてであった⁸⁾」。つまり、ポーコックは、18世紀の社会思想に生じたのは置き換えではなく、公民的 (civic) 徳を備えた政治的人間と、私的投資家としての経済的人間という二面への分裂と両者をめぐる両義的対話 (ambivalent dialogue) であったことを強調するのである。

そして、「政治的人間が死に経済的人間が代わって君臨する」という説明を助長してきたのは、むしろ経済人の発生とその勢力伸張に批判的な立場、つまり自由主義批判の言説であったとポーコックは繰り返し指摘し⁹⁾、少なくとも18世紀末以前にはそのような転換ははまだ生じていなかったと述べている。「反自由主義的立場の主要な歴史的弱点は、経済が統治体 (polity) から解放され、市場的人間や生産的人間、配分的人間が政治的教育 (paideia) をもはや必要としないと宣言し、自らを自己充足的存在とする瞬間を、その左右の実践者すべてが

あまりに性急に見つけようとし、その結果、その瞬間を早め、誇張していることである¹⁰⁾」。

ポーコックによれば、コートとカントリ、つまり商業と徳の両義的な対話は、「商業的ヒューマニズム」として結実する。これは、古代政治の世界に遡及するシヴィック・ヒューマニズムに代わり、社会的、感情的、商業的、文化的な新しい世界に対応するヒューマニズムであった。この結果、18世紀に一つの自由主義が設立されたとする。この自由主義は、国家が個人人の社会的行動の自由を保障する場合、自己中心的な個人的権利の厳密な主張にその自由を限定するのであれば個人人の社会的行動が低下することはないと考えるものであった。なぜなら、作法が商業社会に対応する新しい徳のあり方として認知され、商業における個人的権利の自由な執行が「作法」の習得と洗練を伴う限りで、それは徳の実践でもあると考えられたからである。

以上のように、ポーコックは、新しい徳の実践としての「作法」を称揚する商業的ヒューマニズムの登場を位置づけるのだが、商業が徳に及ぼした影響の分析があまりない。これについては、フィルプの「商業的共和主義」生成についての論考が、共和主義的徳がどのように近代化・自由主義化されたか、そのプロセスを分析しているので、これを参照することにしたい。

フィルプは、まず「共和主義」の含意自体の歴史的变化を分析している。まず彼は、実際のブリテン社会で使われてきた際の含意とディスコース分析のカテゴリーとして使われる際の含意を峻別し、前者の点では、共和主義は王政ではなく、専制 (despotisms) や圧政 (tyrannies) の対立概念として使われたのであり、したがって、この意味で、ブリテンでは混合政府 (mixed government) は共和政体の最善の形態だと語られるのである、と指摘している¹¹⁾。そして、共和主義の原則が意味したのは、政体構成要素間の相互的権力掣肘によって個人のものであれ

階級のものであれ、特定の権力による支配を阻む政体であることであり、この意味は、ポリビウスの『ローマ帝国の興隆 (*Rise of the Roman Empire*)』の6巻の冒頭、そしてマキャベリの『ディスコルシ (*Discourses*)』の1巻2章から来ている。このような共和主義の古典的観念は18世紀後半にブリテン政体を解釈する中で一部保存された¹²⁾。

ところが、フィルプはまた、18世紀後半に生じたより大きな含意の変化を発見している。それは、T. ペインが1776年に出版した『コモン・センス』によってもたらされた、ブリテン社会での共和主義の用法の変化である。その著作中で、ペインは、共和主義とは代議制政府のことである、と共和主義を再定義した。ペインのこの定義変更により、その信奉者達は、ブリテン国制の一要素である下院を共和政的要素と読みかえるようになり、彼らが「共和主義者」と自称する場合、それは代議制政府を支持し要求する者を意味するようになった¹³⁾。

他方、フィルプは、ディスコース分析のカテゴリーとして研究者によって使われる「共和主義」の含意も一様ではなく、少なくとも二つある、と述べている。まず第一は、アリストテレスの「ゾーン・ポリティコン」に端を発する観念であり、つまりは、公的政治生活への参加が人間の自己実現に必須であるという真性の共和主義である。第二は、共和国構成員で共有される安全と自由という共通善を崇敬する自由主義化された共和主義である。この共和主義は、公的善への貢献と、公的生活への参加の自覚と強い意欲がある点、そして自由とは公的権力が干渉しないことであると考えられる自由主義に対し、他者の支配がないことを自由と考える点のみ、自由主義と異なる¹⁴⁾。

このように「共和主義」の含意のヴァリエーションを分類した上で、フィルプは、自由主義化された共和主義の分析カテゴリーが過去のディスコースから取り出してきている思潮、こ

れこそが「商業」と結びつく素地を提供したのであろうと推察する。フィルプの説に従えば、まず、18世紀初頭に、市民的徳に訴え、コート派ウィッグを批判するこの自由主義化された共和主義によってもたらされた言説が存在し、それがその後、モンテスキューやファーガソンらによって驚くべき刷新を遂げた商業観と結合し、「商業的共和主義」が生み出されたのだということになる¹⁵⁾。

では、この驚くべき刷新とは何か。それは商業の評価にある。「腐敗した自己利益追求の行為」であった商業が「公民の健全さと力の現れ」と捉えられるようになったのである。したがって、商業における利益の追求もまた、共通善への貢献として解釈されるようになった。そして、自由主義化された共和主義は、「出版と言論の自由、選挙への大衆参加の拡大、請願をも含めた、篡奪に対する詳細な制度的・憲法的予防策、陪審の利用」などの自由主義的要求を「公的生活への参加」という共和主義的理念に結びつけた¹⁶⁾。フィルプの分析は、この商業評価を変えた原因が何であるかについては、スコットランドの政治経済学、便宜、有用性、プロト功利主義を列挙するだけで、さらに踏み込まず、自由主義という言葉で覆ってしまうのだが、商業における自己利益の探求が、結果的に共通善の実現と増大をもたらすと認識されたことによって、共和主義的徳に適う行為であると見なされるようになった点についての指摘は重要である。

だが、自己利益の探求と共通善という共和主義的徳との結果的一致には、「作法」が介在する余地がない。ポーコックはなぜ「作法」をキーワードにしたのか、彼の考える「作法」とは何か、ここではこれについて考察したい。ポーコックによれば、「作法」とは徳に代わる自製の指針であり、「倫理的な習俗」に「法学的な慣習」が融合したものであるとされている¹⁷⁾。自然的諸情念は取引や社交といった社会的行動の実践

を通して作法の下に制御されることで洗練される。なぜなら、取引や社交において、それを首尾よく行うために、行為主体は一定の規範に則った行為をしなければならないからである。A. スミスは、『グラスゴウ大学法学講義』において、民衆の作法に商業がどのように影響するかを説明している。「どこの国でも、商業が導入されればつねに、誠実 (probity) と几帳面 (punctuality) がそれにとまなう。これらの徳は、粗野で野蛮な国では、ほとんど知られていない」¹⁸⁾。スミスが強調するのは、それは自然的理由 (natural reason) による国民性 (national character) ではないという点である。「それははるかに大きく利己心 (self interest) に帰することができる。利己心は、各人の諸行為を規制し、人びとを利益 (advantage) の観点からある決まった作法で行為するように導く一般原理であり、イングランド人にもオランダ人と同じく植えつけられているのである」¹⁹⁾。だが、利己心は必ずしも同じ作法に導くとは限らない。取引や社交の頻度や性質によって、何が利益に繋がるかは変化する。例えば、政治的交渉においては、相手を出し抜くことがむしろ利益となるゆえ、政略や欺瞞に長けることがむしろ賞賛される作法であったりもする。だが、取引や社交の頻度が極めて高い商業においては、評判と信頼がむしろ利益に繋がる。それゆえ、各個人の利己心は誠実と几帳面という作法を身につけるべく人々を導くのである。これをスミスは「商業国民の主要な徳」と称している²⁰⁾。この点で、商業社会における徳の形式としての作法というポーコックの概念規定は、確かにスミスの用法には適合しているといえるだろう。

しかし、「徳」をキーワードに、ポーコックは、上記の「作法」生成の背景にあるシヴィック・ヒューマンイズムの公民的徳の存在を強調する。「法学は、……18世紀の社会科学であり、作法の研究とイデオロギーの母体」²¹⁾であり、法学の枠組みの中で「徳は『作法』の概念に支えら

れて再定義された」²²⁾。つまり、商業社会がもたらす新しい卓越性として作法を生み出したのは法学であったが、それは公民的徳を喪失させる商業社会を擁護する中でこそ生み出された点を彼は強調するのである。それゆえ、彼の「作法」概念は、商業社会の到来を契機として、シヴィック・ヒューマンイズムと市民法学の二要素から生成したものであり、それ以外の新規の要素、例えば、法や規範が実際に遵守され存立する基盤をなすのは利益の認識であると見なすような、脱法学的な社会認識の登場は問題にはされない。「無制限の獲得」が従来の道徳的拘束から解放され、「経済」という「ますます複雑・動態化する関係と過程が、人々の間の政治的関係よりも重要性を増し」た点への言及はある²³⁾が、それは新しい語彙の登場とは捉えられず、「所有権」や「財産観」の変容の問題に変換されて、「新しい経済諸力は、法学的財産観ではなく、シヴィックなそれに対抗して自己主張をするものとして認識され定義された」²⁴⁾という論述に顕著のように、再びシヴィック・ヒューマンイズムか法学かという二項対の枠組みで分析される。

ポーコックの「18世紀の商業イデオロギー」把握の特徴は、その起源を、商業の本質的要素である商取引 (trade) に置かず、公信用制度の発生に伴う投資社会の到来に置く点にある。つまり、彼の「商業社会」が意味しているのは、分業と交換に基づくネットワークの総体というよりも、むしろ財政革命によって発生した「貨幣的利益者層 (monied interest)」と呼ばれる債権者と投機家によって支配された政治社会なのである。「政府公債 (government stock) という形態の資本の衝撃的な突然の発見と、公信用の出現によってもたらされたものとしての歴史の変容の衝撃的な突然の発見があったのである」²⁵⁾。そして、この政治社会の変容に対する評価をめぐって、「徳」と「腐敗」の論争が生じた、と彼は見なす。

このポーコックによる統治の変質の指摘は、注目に値する。なぜなら、それは、経済的自由主義が市場の調整機能という政治経済学的知見に基づいて「統治の過多」への批判として登場する以前に、統治をめぐる争点は既に名誉革命後からそれとは異なった局面、つまり統治主体の変質という局面に移っていた、という指摘だからである。この変質によって、統治者と被統治者の関係は債務者（営利法人）と債権者（出資者）の関係をも伴うようになった。ポーコック自身も、「この公信用制度によって、個人と商會は政府の安定性を信頼して政府に投資し、政府の活動の成功度に応じた収益を期待することができた」と表現しているように、統治は経営の要素を帯びるようになった²⁶⁾。この変化から、利益の共有に基づいて是認される統治主体と、それに投資する利益の主体としての個々の被統治者の登場を読み取れば、政治観の政治経済学的変化に向かう第一歩と解釈することもできるだろう。だが、ポーコックはむしろこの変化に対する批判の言説のほうを重視し、統治のこの変容が惹起したのは、カントリ対コートの論争、つまり土地利益者層と貨幣利益者層の徳と腐敗をめぐる論争であり、この論争が「商業イデオロギーの起源」となったと見なす。「1688年から1776年（および以後）にかけて、アングロ世界の政治理論の中心問題は、統治者に対して失政を理由として抵抗できるかどうかではなく、恩顧授与、公信用および軍事力の専門化が統治者と被統治者を腐敗させないかどうかであった。そして腐敗は徳の問題であり、権利の問題ではなかった。それは抵抗権を主張することによっては解決できない問題であった。政治思想はしたがって決定的に、不可逆的ではないけれども、法中心のパラダイムから徳と腐敗のパラダイムへと移行した」²⁷⁾。

腐敗を批判する中で、土地財産の所有に基づく独立性を有し、自律的に政治という公的事柄に関わる有徳な愛国者の人間像が、古典的政治

学のパラダイムにおいて彫琢された。これに対して、まず最初に投機的人間として現れた商業社会の経済人を擁護するために、愛国者の徳に代わる、新たな政治主体の特質が示される必要があった。こうして、土地／農業から商業への活動環境の変化に応じて、徳は新たに「作法」として変容し、商業社会における政治的人格の一要素となった。作法とは、市場の行動主体としての経済人と折り合うべく考案された政治的人間の要素であって、この要素を経済人が随伴することが要請されたのであり、経済人の登場によって政治的人間が駆逐されたことはなかった、とポーコックは主張する。ポーコックの歴史像によれば、1780年代末に、シヴィックな徳がシヴィルな作法に転じたことによってこの商業と調和した「商業的ヒューマニズム」が普及したが、これは新たな要素によって分裂した。

Ⅲ 作法と市民社会

ポーコックは、作法の概念を「倫理的な習俗」と「法学的な慣習」との融合と見なすが、上述したスミスからの引用に示されているように、作法を自覚し実践する主体は決して法権利の主体ではない。スミスは、作法の源泉を「利己心（self interest）」であると述べている。この点からすれば、商業社会における新たな「徳」はこうして利害関心の主体に結びつけられているのであって、それは公共善を自覚したシヴィック的徳の主体や、法権利の主体とは類を異にしたものである、と議論する余地は十分にある。だが、ポーコックは、この新しい主体と語彙の登場を認めない。

ポーコックが「作法のイデオロギー」の代表者として挙げるのは、「スコットランドの道徳哲学者、推測的歴史家および政治経済学者」である²⁸⁾。しかし、それを受容した人物としてバークの名も挙げ、バークの著作を通して作法の概念を最も詳細に探究している。

パークを参照してポーコックの「作法」をより明晰に理解しようとする際に、われわれはパークの「作法」はスミスのそれとは些か異なっている点に注目せざるをえない。「作法は法よりも一層重大な影響を及ぼす。法律は極めて大きく作法に依存する。法律が時たま偶発的にわれわれに関係するのに対して、作法はまさしくわれわれが呼吸する空気のように日常の整一的恒常的で無意識的な働きを通じてわれわれを苦しめるか慰め、腐敗もしくは純化させ、向上もしくはは墮落させ、野蛮もしくは優雅にする。われわれの生活の形式と色彩の全体を決定するのが作法である。作法はその質に応じて道徳心を涵養もしくは補完するか、逆に完全に破壊する」²⁹⁾。スミスと異なり、パークの作法は利己心によって支えられている振舞い方ではない。むしろ、パークの作法は法と別の次元でわれわれの諸感情 (affections) を導く社会的規範である。この作法の次元を指し示すことによって、パークが対峙しているのは、法を端的に個々人の私的利益や思惑から生じる関心によって支えられるものとする機械的で野蛮な哲学である。これに従えば、国制にとって必要なのは、現在の便宜 (conveniency) であって、他の愛着 (attachment) の原理は不要と見なされる³⁰⁾。自由が「統治 (Government) や、公権力、効果的にうまく配分された税収入、道徳と宗教、所有の確実さ、平和と秩序、市民的・社会的作法と結び付けられている」という点をパークは重視する³¹⁾。彼が、市民的 (civil) 自由の基礎を法ではなく作法と道徳に置いている点は、注目に値する。「他のすべての人民は、市民的自由の基礎を、もっと厳格な作法ともっと謹厳な男らしい徳性のシステムの中に置いた」³²⁾。

パークは諸感情の公共性を生み出すものとして作法の体系を捉え、それこそが真の法の支えであると見なす。「作法と結びついたこれらの公共的感情は、ときには法を補足し、ときには法を匡正し、つねに法を助けるものとして、必

要とされる」³³⁾。パークは、自己利益の主体が集まって自ら互惠的社会関係を築けるとは考えなかった。そこには、個々人の行動の抑制装置としての作法のシステムが必要とされたのである。「そもそも人間にはどんな場所でも自己の好むまま何の道徳的抑制もなしに行動する権利がある、という考え自体が全くの間違ひである。人間は決してお互いが全く独立した状態には生きてはいない。われわれの本性はこのような条件を有せず、特定個人が長い一連の行動を追求する場合には必ず周囲の関係者への何らかの影響を生むゆえに、彼は自己の行動への一定の責任を負う結果となる。われわれが相対的に立っている状況がこの責任についての規則と原理を作り出し、その行使に際しての慎慮への指図を求める」³⁴⁾。

パークは、この抑制装置としての作法のシステムを市民社会に結びつける。「政府 (government) は人間の必要物 (wants) を用意するために人間の知恵が発明したものである。人間はそれらの必要物がこの知恵によって用意されるべきだという権利をもつ。これらの必要物のなかには、市民社会から生じる必要、つまり人間の情念 (passions) に対する十分な抑制の必要も数えいれられるべきである」³⁵⁾。市民社会において、個々人の情念は作法によって抑制され、洗練される。そして、この情念が作用する市民社会のレベルは、法が規定する諸関係によって構制される政治社会とは明らかに異なったものとして、位置づけられている。

第I節に見たように、ポーコックが18世紀のブリテンにおけるカントリ対コートの議論の中でのシヴィック・ヒューマニズムの契機を重視したことによって、ブリテンの政治思想研究では「作法のイデオロギー」や「商業的共和主義」といった分析概念が作り出されてきたが、フーコーは「市民社会」という分析概念を用いてこの思潮を説明している。ロックにおける市民社会は、法的かつ政治的な絆によって結びつ

けられた個々人の総体という意味で政治社会とは区別されないものだったのに対し、18世紀半ば以降、ブリテンにおいて政治経済学的知の形成とともに、法権利の主体とは異なる利害関心の主体が統治の対象となることによって、市民社会という観念は変化し政治社会とは区別されるようになったとフーコーは指摘する。「市民社会」は「経済の諸法則にも法権利の諸法則にも背くことがないような自己制限、統治の一般性の要請にも統治の偏在の必要性にも背くことがないような自己制限を可能にする」領野として概念化されたものである、とフーコーは解釈し、その登場の背景には、法的統治術と経済的統治術の異質性を保存しつつ、統治術の統一性を確保するという課題があったと見なしている³⁶⁾。つまり、分業と交換のネットワークとして想定される諸個人の経済的結びつきの基底には、利害関心の知覚があるが、この知覚は常時存在するわけではなく、利害関心が存在しなくなれば、経済的結びつきもまた途切れる。したがって、社会的結合の根拠をすべて経済的利害関心に置くことはできないのであり、もっと別種の結合要素で補完する必要が生じたのである。フーコーはこれを政治経済学的統治テクノロジー—つまり、統治不能ゆえに統治不要という原則を掲げる経済的自由主義—の「相関物」と表現しているが³⁷⁾、重要なのは、ブリテンにおいて人々は、この相関物をたんなる実定法的結合や法権利の委譲による主権に求めなかったという点である。この課題に答えるために、思想上では様々な観念が提示されたのであり、「作法のイデオロギー」や「商業的共和主義」もその流れの中にあると考えられるだろう。「徳」や「作法」のいずれにしても、それは法権利の語彙の外にあるものであり、愛情 (affection) などの感情の要素が入った規範意識である。このような規範意識で結合された領野として「市民社会」という観念が提出されたのである。

フーコーは様々なヴァリエーションをもって考案された「市民社会」の中から、最も根本的なテキストとしてA. ファーガソンの『市民社会史』(1767)を取り上げ、そこでの「市民社会」概念を分析している。この概念が、先に見たバークの「作法のシステム」といかに重複しているかを明らかにするために、その内容を以下にまとめることにする。

フーコーは、ファーガソンの「市民社会」の本質的特徴として、①「歴史のかつ自然的な不変項」②「自然発生的総合の原理」③「政治権力の恒久的母型」④「歴史の原動力」を挙げている。①は、人間にとって社会なき自然状態という前史はなく、社会的結合はその始原から自然発生的に形成されているという見解である。②の「自然発生的総合の原理」は、法的手続きを経ることなく、ただ個々人の満足によって発生し維持される互惠的社会的結合が存在するという見解である。「明示的な契約もなく、意志的結合もなく、法権利の放棄もなく、他の誰かへの自然権の委託もなく、要するに服従の契約のようなものによる主権の構成なく」、社会的結合がもたらす利益への「個別的な満足の総和」によってまとまっている社会が前提されているのだが³⁸⁾、フーコーはそこにたんなる経済的結合に還元されない要素が付加されている点に注目する。「人間は単なる外部的便宜 (conveniencias) という理由で社会を尊重するというよりむしろ、そのような便宜がほとんど間近にない場合に一般的に最もよく人々は結び付けられて (attached) いる」というファーガソンの指摘に明らかなように³⁹⁾、人々を社会的に結合させている要素は、「交換における最大限の利益」ではない。それは「利害なき利害関心 (intérêts désintéressés)」つまり「利己主義ではない利害関心 (intérêts non égoïstes)」の作用であって、その作用をもたらす諸感情をフーコーは次のようにまとめている。「市民社会において個々人を結びつけるもの、それは本

能 (l'instinct) であり、感情 (le sentiment) であり、共感 (la sympathie) であり、個々人の互いに対する好感 (bienveillance) の動きであり、同情 (la compassion) である。それはまた、他の個人に対する嫌悪 (la répugnance) であり、個人の不幸に対する嫌悪であり、場合によっては、自分から離れていく他人の不幸に対して抱く快楽 (le plaisir) でもある⁴⁰⁾。この「利害なき利害関心」が上述したバークの「作法のシステム」がもたらす抑制された公共的感情と類似していることは明らかであろう。

さらに、フーコーは、たんなる経済的結合と市民社会における結合との違いの第二点めとして、経済主体の結合、つまり市場の広がり、脱領土性や脱局地性に対して、市民社会のそれはある共同体、ある限定された総体という局地性をもつ点を挙げる。それは、家族、村から同業者団体や国民に至るまでそのレベルと規模は様々であるが、この市民社会の紐帯がもつ二面性、つまり一方で経済的な、他方で利害なき利害関心という感情的な結びつきは、時に相反する作用をもつことになる。フーコーは、商業段階において、「人間は自らを自分の同胞との競争状態におくというひとつの目標を見出した。……社会を形成したと想定される強力な原動力 (the mighty engine) は、結局その構成員を不和にさせるに役立ったり、もしくは、愛情 (affection) の絆が断ち切られた後でも彼らの交流を継続するのに役立ったりするのである⁴¹⁾」と指摘し、古代ギリシアやローマでの共同体への愛情のあり方と商業段階でのそれとを比較した。経済的合理性は、時に社会的結合の主要因となるが、時に解体への要因ともなる。

③「政治権力の恒久的母型」とは、法権利の放棄や譲渡契約による権力設立に先立って、市民社会内部の分業に伴い、権力は自然発生的に生成するのである、という見解である。法的権力は、事後的に創設される。この点は、バークが、作法の影響力を法よりも重大であると見な

し、法律は極めて大きく作法に依存すると強調している点と重なるだろう。バークは、フランス革命が、法の基盤である作法のシステムを内包する市民社会のレベルまでを改造し破壊した点を批判していると解釈できる。

そして④「歴史の原動力」としての市民社会とは、先に述べた②自然発生的総合が、結合と分離の両方の方向に作用する経済的利害という要素を含んでいることによって、歴史的に変化を生み出すということである。フーコーは、ファーガソンの市民社会の三局面への展開が、「経済的利害関心ないし利己主義のある種の形態の実現ないし現実化」によって特徴づけられている、と解釈する⁴²⁾。つまり、所有はないが、原初的な自然発生的従属関係はある「未開社会」で、経済的利己主義が作用することによって、個人と共同体に帰属するものの別がある「野蛮社会」に至り、さらには、法律によって守られる「文明社会」に至る。個々人の利害関心の盲目的主導性が、一方では市民社会の自然発生的総合を生み出すとともに、他方で、「完全に論理的で読解可能かつ同定可能な」歴史的形態を生み出していくのである⁴³⁾。

フーコーによる「市民社会」概念の分析が示しているのは、たんに経済的でもなく法的でもない結合、慣習と作法という「社会的」としか形容できないような結合とその下で生じる権威への帰属である。「市民社会」は、政治経済学的知に基づく経済的自由主義という統治テクノロジーを補完するという新たな問題に対して提出された解答であり、確かに「内的な、政治思想ないし政治的考察」の結果であるが、それは法権利の語彙を脱しているという点で、ホブズやルソーやモンテスキューとは異なっており、「政治思想の全く別のシステム」の開始であるとフーコーは評価する⁴⁴⁾。

Ⅳ まとめ

これまで随所で示してきたように、パークが「作法のシステム」という表現の下に言及しているものは「市民社会」である。そして、トマス・ペインもまた、この「市民社会」を受容し、返す刀で「市民政府」つまり「統治」の必要性を問いに付した。「社会と政府とを混同してしまつて両者の間にほとんど、いな全く区別をつけようとしないう著述家たちがいる。ところが両者は違っているばかりか、起源からしても別なのだ」⁴⁵⁾。ペインが、人間の悪徳に対応すべく治安と処罰を行う権力である市民政府と異なるものとして、必要から生じ諸感情 (affections) で結ばれた「市民社会」の存在を宣言したのは、スミスの『国富論』の公刊と同時期であった。このことからわかるのは、ブリテンでは、スミスの『国富論』以前、「市場」における「価格の自動調節機構」が明言される以前に、市民社会の自立性を唱える言説と、市民政府と市民社会の峻別の意識は形成されていたということである。

また今回、本稿でポーコックとフーコーを比較してみた結果、意外にも、両者が18世紀ブリテン思想の分析から引き出している論点が類似していることがわかった。第一点めとしては、両者とも、18世紀の思想において、ホモ・エコノミクスがゾーン・ポリティコン（ポーコックの場合はシヴィック的徳の主体、フーコーの場合は法権利の主体）に取って代わったとは見なししていないことである。これについてのポーコックの議論は既に第Ⅱ節で言及したが、フーコーもまた、法権利の主体と利害関心の主体について次のように述べている。「利害関心と法的意志とが交替することはありません。法権利の主体が利害関心の主体に取って代わることはありません。……利害関心の主体は法権利の主体からはみ出し、それを包圍して、常にそれが機能するための条件をなすのです」⁴⁶⁾。この相

互に還元できない二種の主体こそが、「市民社会」という解答を引き出すことになった問いを形成したのである。そして、この解答を引き出す際に、ゾーン・ポリティコンのほうが変質したという点に両者とも気付いている。これが第二点めとして挙げたい類似点である。

このゾーン・ポリティコンの変質は、「政治」が存在する場、作用する場がどこであるか、この想定の変更によって生まれた。この場をどう言い表すかについては、ポーコックもフーコーもかなり苦心しているのが見受けられる。なぜならそれは「社会」としか言いようのないものだからである。フーコーは次のように説明している。「社会的関係から成る一つの領域」であり、この「社会的関係とは、純粋に経済的であるような絆を超えて集团的で政治的な統一性を構成する個々人の間の、法的な絆と異なるものことです」⁴⁷⁾。ポーコックもまた同様である。多少図式化した説明になるが、彼はパークのフランス革命批判の焦点が貨幣的利益者層にあることを論じた章のタイトルを「パークのフランス革命の政治経済学」とし、他方、作法のイデオロギーの生成を論じた章のタイトルを「所有の流動性と18世紀社会学の興隆」としている。ここには、まさに政治が存在する場が、法学の領域ではなく、古典的政治学が想定する公共空間でもなくなった事態、新たに社会学によって光が当てられるべき領域へと移ったことのポーコックの気付きが表れている。彼の「作法のイデオロギー」という第三の分析カテゴリーの創設は、このような政治観の変容に対応するものとして解釈される。他方、フーコーが権威をも含めた権力作用一般を指示するため「統治術 (les arts de gouverner)」という用語を使用したのも、従来の「政治 (politics)」の含意の狭さが一因であると思われる。政治を「さまざまに異なる統治術の作用」として捉え、個々の統治術を「計算し合理化し規則づける」語彙群を分析カテゴリーとして設定する必要がある⁴⁸⁾。

ポーコックが言うように、法権利の語彙だけで表現される領域を政治と見なすのは、18世紀においてさえ、やはり狭すぎるのである。

注

- 1) John Greville Agard Pocock, *Virtue, Commerce, and History* (Cambridge: Cambridge University Press, 1985), p. 60. (田中秀夫訳『徳・商業・歴史』みすず書房, 1993年, 113ページ)
- 2) Ibid., p. 40. (同上書, 77ページ)
- 3) Ibid., p. 46. (同上書, 87ページ)
- 4) David Wootton (ed.), *Republicanism, Liberty, and Commercial Society, 1649-1776* (Stanford: Stanford University Press, 1994)
- 5) Pocock, op. cit. p. 50. (前掲書, 95ページ)
- 6) Ibid., p. 123. (同上書, 230ページ)
- 7) C. B. Macpherson, *The Political Theory of Possessive Individualism: Hobbes to Locke* (Oxford: Clarendon Press, 1962), p. 265. (藤野渉, 将積茂, 瀬沼長一郎訳『所有的個人主義の政治理論』合同出版, 1980年, 299ページ)
- 8) Pocock, op. cit. p. 69. (前掲書, 128ページ)
- 9) Ibid., p. 70; p. 111. (同上書, 130ページ, 211ページ)
- 10) Ibid., p. 70. (同上書, 129ページ)
- 11) Mark Philp, "English Republicanism in the 1790 s." *The Journal of Political Philosophy*, 6(3), 1998, p. 240.
- 12) Ibid., p. 241.
- 13) Ibid., p. 252.
- 14) Ibid., p. 241. この第二の用例をフィルプはスキナーに見出している。
- 15) Ibid., p. 242.
- 16) Ibid., p. 242.
- 17) Pocock, op. cit. p. 49. (前掲書, 92ページ)
- 18) 'Report dated 1766', *Lectures on Jurisprudence, The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith V* (Oxford: Clarendon Press, 1978), p. 538. (水田洋訳『法学講義』岩波文庫, 2005年, 400ページ)
- 19) Ibid., p. 538. (同上書, 401ページ)
- 20) Ibid., p. 539. (同上書, 402ページ)
- 21) Pocock, op. cit. p. 49. (前掲書, 93ページ)
- 22) Ibid., p. 48. (同上書, 91ページ)
- 23) Ibid., p. 105. (同上書, 200ページ)
- 24) Ibid., p. 105. (同上書, 201ページ)
- 25) Ibid., p. 108. (同上書, 206ページ)
- 26) Ibid., p. 108. (同上書, 206ページ)
- 27) Ibid., p. 48. (同上書, 90ページ)
- 28) Ibid., p. 196. (同上書, 375ページ)
- 29) Edmund Burke, "Three Letters to a Member of Parliament on the Proposals for Peace with the Regicide Directory of France, Letter I", in *The Works Twelve Volumes in Six (1887) Vol. V* (Hildesheim. New York: Georg Olms Verlag, 1975), p. 310 (中野好之編訳『バーク政治経済論集』法政大学出版局, 2000年, 908ページ)
- 30) Edmund Burke, *Reflections on the Revolution in France* (Oxford: Oxford U. P., 1993), p. 88. (水田洋訳「フランス革命についての省察」『バーク・マルサス, 世界の名著41』中央公論社, 1980年, 156ページ)
- 31) Ibid., p. 8. (同上書, 60ページ)
- 32) Ibid., p. 38. (同上書, 95ページ)
- 33) Ibid., p. 78. (同上書, 143ページ)
- 34) Burke, "Three Letters", p. 321. (前掲書, 915-916ページ)
- 35) Burke, *Reflections*, p. 60. (前掲書, 122ページ)
- 36) Michel Foucault, *Naissance de la biopolitique, Cours au Collège de France. 1978-1979* (Gallimard, 2004), p. 299. (慎改康之訳『生政治の誕生: ミシェル・フーコー講義集成8』筑摩書房, 2008年, 364ページ)
- 37) Ibid., p. 299. (同上書, 364ページ)
- 38) Ibid., p. 304. (同上書, 370ページ)
- 39) Adam Ferguson, *An Essay on the History of Civil Society*, Eighth Edition (Kissinger Publishing, 2004), p. 13. (大道安次郎訳『市民社会史(上巻)』白晝書院, 1948年, 37ページ)
- 40) Foucault, op. cit., p. 305. (前掲書, 371ページ)
- 41) Ferguson, op. cit., p. 13. (前掲書, 37ページ)
- 42) Foucault, op. cit., p. 310. (前掲書, 377ページ)
- 43) Ibid., p. 310. (同上書, 378ページ)
- 44) Ibid., p. 312. (同上書, 378-379ページ)
- 45) Thomas Paine, *Rights of Man, Common Sense and Other Political Writings* (Oxford U. P.: Oxford, 1995), p. 5. (小松春雄訳『コモン・センス』岩波文庫, 1976年, 17ページ)
- 46) Foucault, op. cit., p. 278. (前掲書 338ページ)

47) Ibid., p. 311. (同上書, 379 ページ)

48) Ibid., p. 317. (同上書, 383 ページ)